

令和4年度 長崎市利用者負担額【保育料】(予定)

【 】内はひとり親世帯、世帯員に障害者がいる世帯

1号認定	2・3号認定	区 分	3号		1号・2号	
			保育標準時間	保育短時間		
A	A	生活保護世帯	0円	0円	0円 (副食費も 免除)	
B	B	市民税非課税世帯				
	C	非課税	16,000円 【7,500円】	14,400円 【6,700円】		
D1	D1	市民税所得割課税額	48,600円未満	24,000円 【9,000円】	21,600円 【8,100円】	0円 (副食費は実費負担) ※ 第3子以降は免除 (数え方は裏面参照)
			77,101円未満	24,000円	21,600円	
D2	D2		169,000円未満	37,000円	33,300円	
D3	D3		301,000円未満	47,000円	42,300円	
D4	D4		397,000円未満	51,000円	45,900円	
D5	D5		397,000円以上	58,000円	52,200円	

(注1) 年度途中で満3歳になり、3号から2号になった場合でも、年度末までは3号認定の保育料となります。

(注2) 市民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・ふるさと納税(寄付金)控除などの税額控除(調整控除除く)前の税額となります。

(注3) 利用者負担額【保育料】は、主に父と母(場合によっては、祖父または祖母)の市民税所得割課税額の合算額で計算します。

多子世帯の負担軽減措置

次の条件に当てはまる場合は、保育料を半額もしくは0円とします。

- ・ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とします。ただし、市民税所得割課税額97,000円未満(D1階層以下)の世帯は、同一世帯の最年長の子ども(概ね満18歳までの子ども)から数えて、2人目は半額、3人目以降は0円とします。
- ・ ひとり親世帯等の市民税所得割課税額77,101円未満の世帯は、同一世帯の最年長の子ども(概ね満18歳までの子ども)から数えて、2人目以降は0円とします。

副食費（おかず・おやつ代）の実費徴収について

幼児教育・保育の無償化が令和元年10月1日から始まり、1号・2号認定の保育料については無償化されましたが、これまで2号認定の保育料に含まれていた副食費(おかず・おやつ代)は、実費(各施設が定める額)を各施設に支払うこととなります。(世帯状況により免除される場合があります。下記参照)

なお、3号認定の子どもについては、従来通り給食費が保育料に含まれていますので、実費額の負担はありません。

副食費免除対象者確認表

1号認定	2号認定	区 分		1号認定			2号認定				
				第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降		
A	A	生活保護世帯		免除			免除				
B	B	市民税非課税世帯									
	C	C	非課税								
48,600円未満											
D1	D1	市民税所得割課税額	77,101円未満	免除 (概ね18歳までの範囲で子の数を数える)			免除 (概ね18歳までの範囲で子の数を数える)				
			97,000円未満								
			D2	D2	169,000円未満	実費負担 (施設ごとに異なります)			実費負担 (施設ごとに異なります)		
			D3	D3	301,000円未満						
			D4	D4	397,000円未満						
			D5	D5	397,000円以上						